

# 第17回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年12月23日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎3階産業プラザ会議室

## 第17回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年12月23日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎3階産業プラザ会議室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、石井朝康、苅部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：大塚信美、志村秀典

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について
    - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
  - (1) 令和4年2月の総会日程(案)について
  - (2) 東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について
  - (3) 令和4年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について
6. 報告事項
  - (1) 農業委員会活動推進フォーラムについて
  - (2) 都内区市町村農業委員会長と東京選出国會議員との意見交換会について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、欠席委員を除いて全員おそろいになりましたので、ただいまより第17回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

それでは、本日、議案が20議案、そして、協議事項、報告事項、その他を含めまして、6事項ございますので、ぜひまたご協力いただきますようによろしく願いいたします。それでは進めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日、大塚信美委員と志村秀典委員が欠席されておりますが、過半数の出席をいただいておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、植松智委員、加々美栄一委員をお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(1)第1号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

農地法第3条についてが1件ございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

農地法第3条は、農地の所有権等を取得する場合に、農業委員会の許可を受けるための申請手続となります。農業委員会の皆様にご審議いただき、許可を得る必要があることは第3条第1項の条文に定められてございます。

それでは、案件を読み上げます。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請について。受付番号3-3-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果を報告、お願いいたします。

○石井(朝)委員 報告いたします。

12月16日、事務局2名とともに調査をしてまいりました。

(委員より、調査内容、許可要件について説明。)

以上で報告を終わります。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、申請を許可することにいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議を終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が5件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農地法に基づく転用届出等について説明いたします。

まず、農地を住宅等農地以外のものにする場合は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。

いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。

この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号3-4-10。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.3-1に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-21。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.3-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出につ

いて。

受付番号3-5-22。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 3-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-23。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No. 3-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-24。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 3-5をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-25。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

以上で、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告を終わらせていただきます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願が3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が5件、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査が1件、特定農地貸付法に基づく承認申請が1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するという性格のものです。

それでは、資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

12月14日、申請人である〇〇さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、2件目、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは続きまして、資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

次の案件ですが、同一被相続人の案件となりますので、続けさせていただきます。資料No. 4-3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 12月14日、事務局の方2名と現地に調査に行っていました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、発行することになります。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願について、審議を終了いたします。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ここから、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてになります。

この証明願について、簡単に説明させていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出を提出できるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、そして、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合のみとなります。この主たる従事者の死亡または農業従事不可となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果をお願いいたします。

○三田委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続いて、2件目を審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

続いて、3件目を審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日お配りさせていただきました差し替え資料の資料No.5-3をご覧下さい。本来お送りしたものに、もう1筆、ご本人が申請を加えまして、その変更が反映されてございます。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 報告いたします。12月5日、申請者の〇〇さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいた

します。

○苅部委員 12月14日、事務局2名と申請人であります〇〇さん立会いの下、現地を調査いたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

○宍戸会長 続きまして、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 報告いたします。

12月15日、事務局2名と申請人の〇〇さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問等がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 12月15日、事務局の方2名と現地に行つてまいりました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

12月14日、申請人である〇〇さんの息子さん立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.6-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 報告いたします。

12月14日に、事務局2名、〇〇さん、あと、息子さん立会いの下、調査してまいりました。

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございました。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査についてを事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員

(委員より、調査内容について説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○菅沼委員 確認したいんですけども、これは土地をただで貸して、障害者が栽培した収穫物を販売する中で、その上乗せした金額を、もうかったやつを障害者に手当として払う、そういうことでいいのかな。

○事務局 賃金の向上に対して、売れた分を上乗せするかと思います。

○菅沼委員 だから、ここでは賃金が幾ら払えるとかそういう議論じゃなくて、土地をただで貸して、障害者のために使いますよという話だよ。

○事務局 そうです。ここは障害者の就労の場になります。

○宍戸会長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、事業計画を決定することといたします。

以上で、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の決定審査について審議を終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日配付させていただきました追加資料、資料No. 11をご覧ください。  
これは特定農地貸付法に基づく承認申請となります。

目黒区が実施する区民農園事業の案件についての事案となります。この案件につきましては、毎年12月に農業委員会総会において審議をいただいておりますが、区が区民農園に供する農地を新規、継続も含めお借りする際に根拠となる法律が特定農地貸付法となります。今回につきましても、継続して借り受ける案件について、2件まとめてご審議をお願いいたします。

それでは、議案書を読ませていただきます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

特定都市農地の貸付けに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年2月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 8、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、1月27日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室で開催されることが決定しております。令和4年2月の開催日時につきましては、2月18日金曜日午後4時からになります。会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会室の予定となっております。申し訳ございませんが、この日は4時からしか部屋をご用意できませんでした。

ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件につきましてご質問がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、意見がないようですので、総会日程案については、原案どおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.9をご覧ください。東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望について、農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会組織は、世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議を通じて、関係行政機関等、つまり国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされております。

東京農業が抱える様々な課題解決に向け、世田谷区農業委員会におきましても、毎年、委員の皆様以案をご提示してご意見を頂戴し、東京都農業会議に提出しております。提出した意見は来年1月11日に開催予定の区内地区農業委員会検討会にて集約され、来年2月17日に昭島市で予定されております東京都農業委員会・農業者大会において国に対する要望を決定し、また、来年3月に開催予定の東京都農業会議通常総会において東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定でございます。

なお、今回、資料No.9に示させていただいた要望案につきましては、③の下線部、「将来的に、生産緑地に設置可能な農業関連施設は、全て納税猶予の対象とすること」を新たに追加しております。それ以外につきましては、昨年度と同内容で今年度も引き続き要望をしていきたいということで、皆様にご提案申し上げます。

事務局からは以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について質問がございましたら、お願いいたします。

○海老澤委員 一番上の相続税納税猶予制度の堅持及び改善についてなんですけれども、1つ加えてほしい項目があるんですけれども、まだ、私自身の中で文章がまとまっていないので、次回の農業委員会総会のおときにはお話できると思うんですけれども、1月11日に提出される訳ですね。

○事務局 そうですね。

○海老澤委員 だから、今回は間に合わないと思うので、来年度に反映してもらえればいいと思うんですけども、1月の総会の際に追加してほしい内容をお話ししたいと思います。

○宍戸会長 もし内容が決まったら、事務局に提出していただいた方が早いかな……。

○海老澤委員 そうですね。まだ、私の中で少し時間がかかるので、1か月ぐらい時間をいただきたいんです。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ないようですので、この件については終了させていただきます。

次に、(3)令和4年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.10をご覧ください。令和4年度世田谷区農業委員会活動計画(案)の協議でございます。

平成21年度に農地法の改正がなされ、農林水産省からの指導により、毎年、各農業委員において活動計画を作成し報告することとなっております。まず、農業委員の皆様にご意見を頂戴し、一般の農業者の皆様へは来年2月発行予定の営農だよりにて周知いたします。集約したご意見を反映したものにつきましては、最終的に来年4月の農業委員会にてお諮りした後に、5月の営農だよりにて報告する予定になってございます。つきましては、次回1月の総会までにこの内容を確認いただきまして、ご意見等ございましたらそのときにお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。なお、今回こちらに示している案につきましては、今年度、昨年度と同じ内容となっております。変更はございません。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、1月の総会でお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料はございませんが、11月29日月曜日に昭島市のKOTORIホールにて、標記のフォーラムが行われました。今回は70周年記念事業ということで各種講演が行われました。世田谷区からは宍戸会長、本澤委員、事務局2名が参加いたしました。

続きまして、都内区市町村農業委員会会長と東京都選出国會議員との意見交換。12月2日木曜日に衆議院第一議員会館で都内の農業委員会会長と東京都選出国會議員との意見交換が行われました。世田谷区からは、宍戸会長と江頭事務長が出席をされております。当日の内容につきまして、宍戸会長から簡単にご報告をお願いしたいと思います。

○宍戸会長 12月2日に今紹介がございました国會議員との懇談会を、1時間、時間を持ちまして開催されたんですが、最初の20分ぐらいは挨拶で終わったような状況で、意見交換はせいぜい40分ぐらいだったと思います。国會議員の方が数名見える予定でしたが、最初から出席している方が3名、4名ぐらいでしたか。出席している議員さんに対して、その地域の農業委員会の方からいろいろ意見とかが出ておりました。その中には、世田谷区もいろいろと問題になっております原状回復ができていないか、また、西部の地方の方は放置された農地をどうしたらいいかということ国會議員さんにいろいろとお話をされておりました。

そして、世田谷区からは越智議員が途中から参加されまして、まず、この間、私どもが東京都農業会議の方から、納税猶予の貸借された土地と自分で一生懸命やっている農地に対して、そこに作業場とかいろんなものを置けるのがなかなか統一できないというお話を、ご意見をいただいて、皆様、内容はご理解いただいたと思いますが、それも越智議員に私からお伝えした中、そこでお話ししていただいて、その辺のご説明をいただいたんですが、私たちがお聞きしたとおりの報告をいただきました。私もちょっと心配だったのは、納税猶予を受けている土地は3年に1回申請を出し直すことがありまして、それで、私たちが3年ごとにやっている中、指摘はあまりされていなかったんですが、その部分はどうなるのかということも、短い会議だったんですけれども、その後にお聞きしましたら、相続のときに、結局、原状回復していれば次の年にまた納税猶予を受けられる、これは確定しているそうなんです。3年ごとはその中間地点なので、もし物置とかそういうのが置いてあっても、相続が起きたときに原状へちゃんと回復していればそれで済むことで、3年ご

との申請に関しては置いてあっても平気ですというお伺いを後からお聞きしました。

そんなような形で、40分の中で、あと議員がいる人に、確か農業委員会さんの指名を受けて、最初からそういう話合いになっていましたので、私たちからそれ以上お話しする時間はなかったので、それで一応終了となりました。

最後、東京都農業会議の副会長様から、確か平成27年に相続税法が改正されたんです。それに対して、結局、どんどん生産緑地が減っていることを指摘しまして、税制の方も少し考えてもらわないと、幾ら農地を残そうと思ってもできないというので、そこをもうちょっといろいろといいあれを出してくれという話を、確か前にもお話を聞いたこともありますが、それを最後の閉会の言葉としてお話しされていたので、私たちも、これからの東京都、国に対して、そういう部分をもっと指摘することが大切かなというのは感じて帰りました。

大体以上でございます。もし質問がありましたら、よろしく申し上げます。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、報告事項を終了させていただきます。

次第8のその他について、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、その他の事項について、お知らせになります。第63回東京都農業委員会・農業者大会が2月17日木曜日、昭島市のKOTORIホールで行われます。昨年度はコロナ禍ということで実質的な中止となりましたが、今年度は事務局を含めて9人以内の参加でということで実施されることになりました。本来ですと、全員参加ということなんですけれども、今回9名ということで、参加をご希望される委員におかれましては、申し訳ございませんが、事務局までご連絡をお願いいたします。仮に9人を超えまして希望者全員の参加が無理だということになりますと、何かしらの形で調整をさせていただきたいと考えております。当日は現地集合、現地解散を予定しております。

次に、先月、東京都農業会議の松澤部長より情報提供のありました東大和市の2階建ての即売所の視察のご案内です。こちらは興味深いということで、見学ができないかと問合せしてみたところ、1月18日火曜日に現地の視察ができることになりました。東大和市〇〇〇丁目という多摩湖の南側にございまして、多摩モノレール上北台駅が最寄り駅となっております。こちらでも視察をご希望される委員がございましたら、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。こちらでも最寄り駅での集合、解散を予定しております。東大和市の視察については、先方に連絡する都合がございますので、年内に事務局までご連絡をいた

だければと思います。

以上になります。

○事務局 ほかには何かございますか。

○海老澤委員 先月の総会で特定生産緑地への移行が98%でしたか。

○事務局 93ぐらいですかね。

○海老澤委員 それは、件数なんですか。面積見合いなんですか。

○事務局 地区ベースで言えば、両方とも同じぐらいで90をちょっと超えたぐらいの数字です。

○海老澤委員 では、件数についても、面積についても90を超えている、9割以上は移行しているということですね。現時点ではもっと増えたかもしれませんけれども、ちょっと確認でした。ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 なければ、本日の農業委員会の総会を終了いたします。ありがとうございます。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和3年12月23日(木)開催の第17回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男